

2506 (H18)

作業指揮者を選任すべき作業一覧

区 分	選 任 す べ き 作 業	資 格 要 件	関 係 法 令
作業指揮者	・貨物取扱作業 一の荷が100kg以上のものを貨車へ積み、卸す作業	事業者が指名	法 21—① 則 420
	・車両系荷役運搬機械を用いて作業を行うとき (フォークリフト、ショベルローダー、フォークローダー、ストラドルキャリアー、不整地運搬車、構内運搬車、貨物自動車)	事業者が指名	法 20—(1) 則 151の4
	・車両系荷役運搬機械等の修理アタッチメントの着脱	事業者が指名	法 20—(1) 則 151の15
	・不整地運搬車 100kg以上の荷を不整地運搬車に積み卸しする作業の指揮	事業者が指名	法 20—(1) 則 151の48
	・構内運搬車 100kg以上の荷の積卸し作業の指揮	事業者が指名	法 20—(1) 則 151-62
	・貨物自動車 100kg以上の荷の積卸し詐欺用の指揮	事業者が指名	法 20—(1) 則151の70
	・コンクリートポンプ車の輸送管等の組立て、解体	事業者が指名	法 20—(1) 則 171-3
	・くい打機、くい抜機、ボーリングマシン組立て、解体、変更、移動の作業の方法、手順の指揮	事業者が指名	法 20—(1) 則 190
	・高所作業車 作業用計画に基づく作業の指揮	事業者が指名	法 20—(1) 則 194の10
	・明り掘削で露出したガス導管の防護の作業	事業者が指名	法 21—① 則 362
	・導火線発破の作業の指揮 点火前の待避から、点火の合図、不発の点検まで	発破の業務につくことができる者より事業者が定める	法 20—(2) 則 319
	・電気発破の作業の指揮 点火の合図、不発の点検、待避の経路指示、待避の確認、点火者と点火場所の指示	同上	法 20—(2) 則 320
	・液化酸素の製造設備の改造、修理、清掃時の作業指揮	事業者指名	法 20—(3) 則 328の4
	・停電作業、高圧活線作業、高圧活線近接作業、特別高圧活線作業、特別高圧活線近接作業の作業の方法、作業の順序の周知と作業の指揮	事業者指名	法 20—(3) 則 350

区 分	選 任 す べ き 作 業	資 格 要 件	関 係 法 令
作業指揮者	・建築物橋梁、足場等の組立て、解体、変更の作業 (作業主任者を選任しなければならない作業を除く) 墜落防止のための作業の方法、順序を労働者に周知し、作業を指揮	事業者指名	法 21-① 則 529
	・クレーンの過負荷使用 やむを得ない理由で、定格荷重をこえ、荷重試験でかけた荷重まで使用するときの作業の指揮	事業者指名	法 20-(1) クレーン則 23
	・天上クレーン、橋形クレーン及び近接する設備等の点検補修、塗装時クレーンの運転を禁止せずに運転するときの作業の指揮の指揮	事業者指名	法 20-(1) クレーン則 30の2
	・クレーンの組立、解体 指揮者の指揮のもとに作業を実施	事業者指名	法 20-(1) クレーン則 33
	・移動式クレーンの組立、解体 ジブの組立て、解体の作業の指揮	事業者指名	法 20-(1) クレーン則 75の2
	・デリックの組立て、解体の作業 材料の欠陥点検、保護具の監視、作業の方法等作業を指揮する	事業者指名	法 20-(1) クレーン則 118
	・エレベーターの組立て、解体の作業	事業者指名	法 20-(1) クレーン則 153
	・建設用リフトの組立て、解体の作業	事業者指名	法 20-(1) クレーン則 191
	・特定化学物質等の製造設備取り扱う設備、貯蔵する設備、原料を貯蔵する設備 特定化学物質等が滞留するおそれのあるものの改造、修理、清掃で、これらの設備を分解したり、その内部に立ち入る作業	特定化学物質等による健康障害を予防する必要な知識を有する者から事業者が選任	法 22-(1) 特化則 22
	・ボイラー据付け工事作業の作業指揮者	事業者指名	法 20-(1) ボイラー則 第16
	・酸素欠乏・硫化水素中毒危険作業 し尿、腐泥、汚水、パルプ液等硫化水素中毒が発生する可能性のあるものを入れてあり、又は入れたことのあるポンプ、配管及びその附属する設備の改造、修理、清掃の仕方	硫化水素中毒の防止について必要な知識を有する者より選任	法 22-(1) 酸欠則 25の2

誘 導 者

1. 車両系荷役運搬機械	
(1) 路肩、傾斜地で作業を行うとき、機械の転倒、転落による運転者の安全を確保するため	則 151の6②
(2) 機械や荷に接触する可能性のある立ち入り禁止区域に、やむをえない事由で労働者を立ち入らせねばならないとき	則 151の7
2. 車両系建設機械	
(1) 運行経路の路肩、傾斜地からの転落、転倒による運転者の保護のため	法 20—(1) 則 157
(2) やむをえない事由により労働者の立ち入り禁止区域に労働者を立ち入らせねばならないとき	則 158
(3) 誘導者が必要なときの車両系建設機械の運転の誘導合図	法 20—(1) 則 159
3. 軌道装置	
動力車による後押し運転で動力車の誘導	則 224
4. 誘導者	
(1) 明り掘削の作業で運搬機械等が後進して、労働者の作業箇所に接近する作業等の指揮	法 21—① 則 365
(2) ずい道等の建設で運搬機械等が後進して、労働者に接近したり転落のおそれのあるとき	法 21—① 則 388
5. 採石作業で運搬機械や小割り機械が労働者の作業箇所に後進して接近する作業や転落のおそれのとき	法 21—① 則 416
6. 高所作業車の修理、作業床の装着、取り外しの作業	法 20—(1) 則 194の18